

経済産業省

官 印 省 略
20220808製局第1号
令和4年8月26日

北海道経済産業局長 殿

経済産業省製造産業局長

交付金の還付に係る運用について

小型自動車競走法施行規則(平成14年経済産業省令第98号。以下「省令」という。)第24条から第27条までの運用を次のように定め、令和4年8月26日から実施するので、その要領にしたがって実施するようお願いします。

また、令和3年12月28日付け20211220製局第3号「交付金の還付に係る運用について」は、廃止します。

1. 省令第24条の収入の額等の算定方法について

省令第24条第1項の収入及び第2項の支出については、次に掲げるものが含まれるものとする。

○省令第24条第1項第1号「小型自動車競走の開催による収入」

款	項	目	目細	摘 要
入場料				
勝車投票券発売金額	場内発売額			
	場外発売額	場間場外発売額		
		専用場外発売額		
	電話投票発売額	公式販売額		

		民間ポータルサイト販売額		
		重勝式販売額		
車券発売副収入	払戻金 端数切捨収入			
		勝車投票事故収入	誤計算収入	
		その他		
	雑収入	時効収入		
その他			施行者が雇用した従事員（アルバイト含む）（以下「従事員」という）の健保被保険者負担金、従事員の労働者雇用保険料納付金、売店電気使用料、売店水道使用料等	
施設貸付等収入	施設貸付収入			売店、駐車場等、小型自動車競走開催に伴う施設使用料
	開催経費負担金収入			重勝式レース共同開催に伴い、重勝式車券を発売した施行者から支払われた負担金

○省令第24条第1項第2号「小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）第5条第2号に規定する事務の受託に係る収入」

款	項	目	目細	摘要
開催外収入	小型自動車競走事業収入	入場料		
		場間場外事務委託収入		他場の場間場外車券販売に関する収入
			事務委託収入	場間場外で他場の車券販売を行った場合の事務委託収入
			業務代行協力費等収入	他場の車券発売を行った場合の業務代行協力費等収入（民有場利用施行者のみ記載）
		専用場外業務協力収入	業務協力収入	管理する専用場外で他場の車券販売を行った場合の業務協力収入
		勝車投票事故収入	誤計算収入	
		競走場施設賃貸料収入		借上施行者からの施設賃貸料収入（売店・駐車場等の貸付収入を除く）
		預金等利子収入	預金利子収入	
			基金利子収入	
		物品売払収入		不用物品売払収入等（資産処分除く）
		その他雑収入		場外受託時の売店貸付収入等
	その他の収入			指定重勝式勝車投票法の実施を停止した場合の収入、消費税等還付金、システム障害補償金、撤退補償金等

○省令第24条第2項第1号「小型自動車競走の開催による支出」

款	項	目	目細	摘 要
開催費	職員人件費			開催に直接関係する職員の人件費（嘱託報酬、執務委員手当、執務員手当、残業手当、共済費等を含み、賞与を除く）給料、特殊勤務手当、職員手当、職員共済負担金等
	従事員人件費	車券関係従事員給（場内）		本場において車券関係業務のための従事員に対する賃金及び手当（交通費含む）、共済費、一時金の額
		その他の従事員給（場内）		本場において車券関係業務以外の業務のための従事員に対する賃金及び手当（交通費含む）、共済費、一時金の額
		従事員離職餞別金		従事員に対する離職餞別金
		保険料		従事員の健康保険、失業保険、労働災害保険に要する金額 被保険者負担分返納、場外雇用保険印紙、社会保険料、介護保険料、証紙等
	職員旅費			当該小型自動車競走開催に直接要した旅費の額
	交際費			
	賞典費	普通賞金		入着賞金及びハンデ賞金の額
		参加賞金		参加手当及びその他手当の額
		その他		記録賞及び賞品等の額
	報償費	報奨金		医師、看護師等に対する謝礼金の額
		選手災害補償費		小型自動車競走開催中の選手の医務室治療（応急措置）を除く治療費等（選手共済会が行う業務を除く）の額
		傷害手当		観客及び従事員等に対する傷害手当の額
		弔慰金		選手等（観客及び従事員を含む）に対する弔慰金の額 ただし、選手以外に支出した場合は、その内訳を付記すること
		破損補償費		競走車及びヘルメットの破損補償費の額
選手参加旅費			選手参加旅費の額	

需用費	消耗品費	事務用品、諸用紙、薬品、電球等の消耗品の額（ファンサービス用のものを除く） 新聞代、本（雑誌）代、エンジンオイル、毛布代、 宿舍用ふとん代、医薬品代、従事員制服代、紙コ ップ、メモ箱代、コピー用紙、トイレトロール、 鉛筆代、予想紙代、出走表設置箱、プリンター用 品等
	燃料費	暖房用、自動車用の燃料の額 ガス代、ガソリン代、灯油代、重油代等
	食糧費	弁当代、飲物代、茶菓子代等
	印刷製本 費	勝車投票券、開催要領等の印刷製本費の額を計上 （宣伝用ポスター・ちらし・出走表等の開催広告 用のものを除く）
	光熱水費	水道、電気、ガス等の使用料金の額
	会 議 費	
	そ の 他	その他当該開催に直接要した需用費の額
役務費	通信運搬 費	郵便料、電信電話料、臨時電話架設料、通信回線 設置料及び同使用料並びに運搬料（梱包材料、荷 造料を含む）の額（ただし、競走車運搬費は除く）、 電話料、インターネット回線使用料、小包送料、 ハガキ代、切手代、運送料（宅配便）等
	競走車運 搬費	
	銀行取扱 手数料	
	自動車借 上料	自動車の借上料の額（タクシーを含む。ファン送 迎バスを除く）
	各種損害 保険料	火災保険、傷害保険、動産保険等の各種損害保険 料 観客傷害保険料、自動車損害共済分担金、火災保 険料、自動車損害保険料、マネーガード保険料、 自動車保険料、現金盗難保険料、公用車保険料等
その他	器具借料、手数料その他の額	
情報提供 及び発売 関係費	トータリ ゼータシ ステム保 守管理費	トータリゼータシステム保守管理委託料の額
	場内テレ ビ放映費	場内テレビ放映委託料の額

	その他情報提供関係経費		上記以外の情報提供関係経費
施設・設備関係費	競走場(本場)借上料		競走場(本場)借上に関する一切の支出(駐車場の借上料を含む)の額
	場外車券売場借上料(競走場)		他場で場外車券発売を行った際の施設借上料
	場外車券売場借上料(専用)		専用場外車券売場等の施設借上料
	土地・建物等賃借料		宿舍土地借上料、土地借上料、駐車場借上料、その他賃借料、看板用地借上料等
	備品費		当該開催に必要な少額な什器備品の額
	修繕費		1件10万円未満の競走場、自動車及び器具等の修繕費(洗濯代を含む)
広報・販売促進料	開催広告関係費		新聞・テレビ・ラジオ・ポスター等による開催宣伝広告に要した費用(ポスター・ちらし・出走表印刷含む)の額を計上
	広報関係費		衛星放送料(スピードチャンネル等)、実況放送料(CATV及び地上波等)、テレビ等番組制作料等
	販売促進費		ファン向けサービス・イベント・粗品・送迎バス等の販売促進等に係る諸経費
委託料等	競走実施法人事務委託料	競走関係委託料	省令第5条の規定により、一括して委託しなければならない競走の実施に関する事務の支払額を記入すること
		宣伝関係委託料	法第5条の規定により、宣伝関係事務の全部又は一部を小型自動車競走会に委託した場合の支払額を記入すること
		車券関係委託料	法第5条の規定により、車券関係事務の全部又は一部を小型自動車競走会に委託した場合の支払額
		場内整理・サービス関係委託料	法第5条の規定により、場内整理及びサービス関係事務の全部又は一部を小型自動車競走会に委託した場合の支払額を記入すること

		上記以外の委託料	法第5条の規定により、上記以外の事務の全部又は一部を小型自動車競走会に委託した場合の支払額
場外車券発売事務委託料等			場間場外販売を委託した場合の事務委託料を記入し、売場ごとの内訳を付記すること
	場間場外		場間場外を委託した施行者等に対する事務委託料等の額
	専用場外		専用場外販売の事務委託料等の額
民間ポータルサイト車券販売業務委託料			民間ポータルサイトへ車券販売業務を委託した場合の支払額
民間事業者への包括業務委託料			複数年契約の場合は当該年度の小型自動車競走開催時の委託料相当額を記載
その他外部委託料	清掃業務委託料		清掃業務委託料、浄化槽検査手数料、浄化槽汚泥汲取料、汚水処理委託料、廃棄物処理手数料、ガラス清掃委託料、害虫駆除委託料、一般廃棄物処理業務委託料等
	警備業務委託料		保安管理委託料、機械警備委託料、警備委託料等
	上記以外の外部委託料		上記以外の外部委託料 芝生代、水質分析代、宿舍工事管理委託料、植木刈込料、出納業務委託料、おしぼり委託料、選手宿舍管理委託料、駐車場管理委託料、飲料サービス業務委託料、アルバイト委託料、交通誘導委託料、除排雪業務委託料、競走路保守点検業務委託料、従事員健康診断委託料、従事員給与計算委託料、飲料水検査手数料等
負担金・補助金	全国小型自動車競走施行者協議会分担金		全国小型自動車競走施行者協議会への分担金
		〇〇分担金	
		△△分担金	

			× × 分 担金		
	選手会助 成金等			地元選手会に対する助成金、補助金、開催指導員 手当等	
	〇〇分担 金				
	△△助成 金				
	× × 補助 金				
	開催経費 負担金支 出			重勝式レース共同開催に伴い、本場施行者に支払 った負担金	
	支払利子			当該小型自動車競走開催のための一時借入金の 利子の額	
諸支出 金	返還金				
	払戻金	払戻金			
		払戻金補 足金			
	勝車投票 事故金	誤計算支 出			事故不足金
		その他			
	小型自動 車競走振 興法人交 付金額	第 1 号交 付金額			法第 20 条第 1 項第 1 号の規定による交付金の 額
		第 2 号交 付金額			法第 20 条第 1 項第 2 号の規定による交付金の 額
		第 3 号交 付金額			法第 20 条第 1 項第 3 号の規定による交付金の 額
	公課費			入場料に係る消費税等の額を計上し、その内訳を 付記すること（納入時期の属する開催回において 計上する）	

○省令第24条第2項第2号「小型自動車競走法第5条第2号に規定する事務の受託に係る支出」

款	項	目	目細	摘要
開催外支出	小型自動車競走事業支出			場外受託時の支出を計上
		職員人件費		開催支出として計上したもの以外の職員人件費のうち、場外受託時に係る職員の人件費
		車券関係従事員給(場外)		場外車券販売において車券関係業務のための従事員に対する賃金及び手当(交通費含む)の額
		その他の従事員(場外)		場外車券売場において車券関係業務以外の業務のための従事員に対する賃金及び手当(交通費含む)の額
		旅費		
		交際費		
		報償費		
		需用費		
		役務費		
		情報提供及び発売関係費		
		使用料・貸借料		
		備品購入費		
		広報・販売促進料		
		競走実施法人事務委託料		
民間事業者への包括業務委託料			複数年契約の場合は当該年度の小型自動車競走事業の場外受託時の委託料相当額を記載	

	その他外部委託料		
	負担金・補助金		〇〇分担金、△△助成金、××補助金等
	償還金等 利子		
	勝車投票 事故支出		事故不足金
	公課費		
	その他支出		上記以外の場外受託時に伴う開催外支出
総務費・ 議会費	職員人件 費		開催支出及び場外受託時に係る職員の人件費として計上したもの以外の職員人件費（賞与は本科目で計上する）
	賃金		
	旅費		
	交際費		
	報償費		
	需用費		
	役務費		
	委託料等		
	使用料・ 賃借料		
	備品購入 費		
	償還金等 利子		
	公課費		
	その他支 出		

2. 省令第26条の赤字額の認定について

- (1) 省令第26条第1項の申請書は別紙1の様式とし、添付する資料として別添1、別添2及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第2項に規定する監査委員の監査結果又は公認会計士等による監査報告書(以下「監査報告書」という。)を添付して提出すること。

- ① 交付金の交付期日を過ぎた交付金(「当該赤字年度中に小型自動車競走法第20

条第1項の規定により交付した同項第1号又は第2号の規定による交付金(同条第2項に規定する期間内に交付しなかつた交付金(経済産業省令で定めるやむを得ない理由により当該期間内に交付しなかつたものを除く。)(法第21条))は、赤字還付の「対象交付金」の対象とはならないので、申請書の「別紙1」の「4. 当該年度に交付した小型自動車競走法第21条第1項に規定する対象交付金の額」からは除外すること。

- ② 申請書の別紙1の「5. 当該年度の小型自動車競走法第21条第1項に規定する赤字額」が当該年度の対象交付金額を超える場合は、その対象交付金額を記入すること。
- ③ 監査報告書において、別添1の当該年度の小型自動車競走事業の収入額・支出額を確認できない場合は、小型自動車競走事業の収入額・支出額が確認できる資料を併せて添付すること。

(2) 省令第26条第2項の事業収支改善計画は別紙2の様式とする。

(3) 認定の申請は、小型自動車競走法第21条第1項に規定する赤字年度の翌年度の10月31日までに提出すること。ただし、監査報告書を申請書と同日に提出できない場合については、監査報告書は12月10日までに提出すること。

(4) その他必要に応じて提出書類を求めることがある。

3. 省令第27条の対象交付金の還付について

省令第27条の小型自動車競走施行者の請求申請書は別紙3の様式とする。

(別紙1)

経済産業大臣 殿

年 月 日
施行者名

小型自動車競走法第21条第2項に基づく赤字額の認定について

年度小型自動車競走事業について、小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり赤字額についての認定を申請します。

記

1. 小型自動車競走を開催した年度
2. 当該年度の小型自動車競走事業収入額
3. 当該年度の小型自動車競走事業支出額
4. 当該年度に交付した小型自動車競走法第21条第1項に規定する対象交付金の額
5. 当該年度の小型自動車競走法第21条第1項に規定する赤字額

1. 年度 小型自動車競走の開催による収入額

(単位：円)

費目区分	前年度 (1)	〇〇年度 (2)	増減率(%) ((2)÷(1)× 100-100)	備 考
【開催収入】				
入 場 料				
勝 車 投 票 券 発 売 金 額				
場 内 発 売 額				
場 外 発 売 額				
場 間 場 外 発 売 額				2以上の場外車券売場を使用した場合は、売場別車券発売金額の内訳を付記すること
専 用 場 外 発 売 額				2以上の場外車券売場を使用した場合は、売場別車券発売金額の内訳を付記すること
電 話 投 票 券 発 売 額				
公 式 販 売 額				
民 間 ポ ー タ ル サ イ ト 販 売 額				
重 勝 式 販 売 額				
車 券 発 売 副 収 入				
払 戻 金 端 数 切 捨 収 入				
勝 車 投 票 事 故 収 入				
誤 計 算 収 入				
そ の 他				収入の具体的内容及びその明細を記載すること
雑 収 入				
時 効 収 入				
そ の 他				収入の具体的内容及びその明細を記載すること
施 設 貸 付 等 収 入				
施 設 貸 付 収 入				
開 催 経 費 負 担 金 収 入				

2. 年度 小型自動車競走法第5条第2号に規定する事務の受託に係る収入額

(単位：円)

費目区分	前年度 (1)	〇〇年度 (2)	増減率(%) ((2)÷(1)× 100-100)	備 考
【開催外収入】				
小 型 自 動 車 競 走 事 業 収 入				
入 場 料				
場 間 場 外 事 務 委 託 収 入				
事 務 委 任 収 入				
業 務 代 行 協 力 費 等 収 入				
専 用 場 外 業 務 協 力 収 入				
(業 務 協 力 収 入)				
勝 車 投 票 事 故 収 入				
(誤 計 算 収 入)				
競 走 場 施 設 賃 貸 料 収 入				
預 金 等 利 子 収 入				
預 金 利 子 収 入				
基 金 利 子 収 入				
物 品 売 払 収 入				
そ の 他 雑 収 入				収入の具体的内容及びその明細を記載すること
そ の 他 の 収 入				収入の具体的内容及びその明細を記載すること

3. 年度 小型自動車競走の開催による支出額 (単位: 円)

費目区分	前年度 (1)	〇〇年度 (2)	増減率(%) ((2)÷(1)× 100-100)	備 考
【開催支出】				
開催費用				
職員人件費				
従事員人件費				
車券関係従事員給(会場内)				延人員数を付記すること
その他の従事員給(会場内)				延人員数を付記すること
従事員離職金別金				
保険料				内訳を付記すること
職員旅費				
交際費				
賞典費				
普通賞金				
参加賞金				
その他				支出の具体的内容及びその明細を記載すること
報償費				
報奨金				
選手災害補償費				
傷害手当				
市慰金				内訳を付記すること
破損補償費				
選手参加旅費				
需用費				
消耗品費				
燃料費				
食糧費				
印刷製本費				
光熱水費				
会議費				内訳を付記すること
その他				支出の具体的内容及びその明細を記載すること
役員業務費				
通信用搬費				
競走車運搬費				
銀行取扱手数料				
自動車借上料				
各種損害保険料				
その他				支出の具体的内容及びその明細を記載すること
情報提供及び発売関係費				
トータルゼータシステム保守管理費				
場内テレビ放映費				
その他情報提供関係経費				支出の具体的内容及びその明細を記載すること
施設・設備関係費				
競走場(本場)借上料				総売上高に占める割合を付記すること
場外車券売場借上料(競走場)				売場毎の内訳及び規準を付記すること
場外車券売場借上料(専用)				売場毎の内訳及び規準を付記すること
土地・建物等賃借料				
備品費				支出の具体的内容及びその明細を記載すること
修繕費				支出の具体的内容及びその明細を記載すること
広報・販売促進料				
開催広告関係費				
広報関係費				
販売促進費				
委託料				
競走実施法人事務委託料				
競走関係委託料				
宣伝関係委託料				
車券関係委託料				
場内整理・サービス関係委託料				
上記以外の委託料				
場外車券販売事務委託料等				
場間場外専用場外				
民間ポータルサイト車券販売業務委託料				
民間事業者への包括業務委託料				
その他外部委託料				
清掃業務委託料				
警備業務委託料				
上記以外の外部委託料				支出の具体的内容及びその明細を記載すること

負	担金・補助金				
	全国小型自動車競走施行者協議会分担金				
	○分担金				
	△分担金				
	×分担金				
	選手会助成金等				
	○分担金				
	△助成金				
	×補助金				
	開催経費負担金支出				
	諸				
	支払				
	返還金				
	払戻金				
	払戻金補足金				
勝車投票事故金					
誤計算支出					
その他				支出の具体的内容及びその明細を記載すること	
小型自動車競走振興法人交付金額					
第1号交付金額					
第2号交付金額					
第3号交付金額					
公課費				支出の具体的内容及びその明細を記載すること	

4. 年度 小型自動車競走法第5条第2号に規定する事務の受託に係る支出額 (単位：円)

費目区分	前年度 (1)	〇〇年度 (2)	増減率(%) ((2)÷(1)× 100-100)	備 考
【開催外支出】				
小 型 自 動 車 競 走 事 業 支 出				
職 員 人 件 費				
車 券 関 係 従 事 員 給 (場 外)				
そ の 他 従 事 員 給 (場 外)				
旅 費				
交 際 費				
報 償 費				
需 用 費				
役 務 費				
情 報 提 供 及 び 発 売 関 係 費				
使 用 料 ・ 賃 借 料				
備 品 購 入 費				
広 報 ・ 販 売 促 進 料				
競 走 実 施 法 人 事 務 委 託 料				
民 間 事 業 者 へ の 包 括 業 務 委 託 料				
そ の 他 の 外 部 委 託 料				
負 担 金 ・ 補 助 金				
勝 車 投 票 事 故 支 出				
償 還 金 等 利 子				
公 課 費				
そ の 他 支 出				支出の具体的内容及びその明細を記載すること
総 務 費 ・ 議 会 費				
職 員 人 件 費				
賃 借 金				
旅 費				
交 際 費				
報 償 費				
需 用 費				
役 務 費				
委 託 料 等				
使 用 料 ・ 賃 借 料				
備 品 購 入 費				
償 還 金 等 利 子				
公 課 費				
そ の 他 支 出				支出の具体的内容及びその明細を記載すること
地方公共団体金融機構納付金(※)				

※「5. 年度 地方財政法(昭和23年法律第109号)第32条の2に規定する地方公共団体金融機構に納付する支出額」を記載する。

5. 年度 地方財政法(昭和23年法律第109号)第32条の2に規定する
地方公共団体金融機構に納付する支出額 円

年度 対象交付金額の内訳明細書

	対象交付金額 (円)			小型自動車 競走開催が 終了した日 (年月日)	交付金を交 付した日 (年月日)
	第1号交付金額	第2号交付金額	計		
第1回 営 小型自 動車競走					
第2回 営 小型自 動車競走					
}	}	}	}	}	}
第 回 営 小型自 動車競走					
計				/	/

(注) 交付金を交付した日は、振込日とする。

(別紙2)

経済産業大臣 殿

年 月 日
施 行 者 名

小型自動車競走法施行規則第26条第2項の規定に基づく
小型自動車競走事業収支改善計画について

小型自動車競走法施行規則（平成14年経済産業省令第98号）第26条第2項の規定に基づき、下記のとおり、小型自動車競走事業収支改善計画を作成し提出します。

記

1. 直近2年度の小型自動車競走事業の収支

年度	小型自動車競走事業収入額	円
	小型自動車競走事業支出額	円
	収入額－支出額	円
年度	小型自動車競走事業収入額	円
	小型自動車競走事業支出額	円
	収入額－支出額	円

2. 小型自動車競走事業の収支改善のための基本指針

3. 小型自動車競走事業の収支改善のために講ずる具体的措置

4. 収支改善のために講ずる具体的措置による小型自動車競走事業の収支改善効果

5. 今後3年度の小型自動車競走事業の収支見通し

年度	小型自動車競走事業収入額	円
	小型自動車競走事業支出額	円
	収入額－支出額	円
年度	小型自動車競走事業収入額	円
	小型自動車競走事業支出額	円
	収入額－支出額	円
年度	小型自動車競走事業収入額	円
	小型自動車競走事業支出額	円
	収入額－支出額	円

(別紙3)

公益財団法人 J K A
会長 殿

年 月 日
施行者名

小型自動車競走法第21条第3項の規定に基づく
対象交付金の還付について

小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）第21条第3項の規定に基づき、下記のとおり、対象交付金の還付を請求します。

記

1. 小型自動車競走を開催した年度
2. 当該年度の還付請求額
3. 当該年度の経済産業大臣の認定を受けた赤字額
4. 当該年度の対象交付金の額